

奈良市議会基本条例（案）〔作業部会案〕に対する各会派・無所属議員からの意見記入シート

<今後の特別委員会での協議予定：7月4日（水）・第1章、第2章>

第2章 議会及び議員の活動原則等

<H24.7.4現在>

条項	奈良市議会基本条例（案）〔作業部会案〕	会派名または無所属議員名：
2-1 議会の活動原則	<p><u>A案</u> 議会は、市民の代表機関であることを十分認識するとともに、公正性、透明性等を確保し、<u>市民に開かれた議会</u>を目指す。 2 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努める。 3 議会は、<u>市民の関心を高め、分かりやすい議会運営</u>に努める。</p> <p><u>B案</u> 議会は、次に掲げる原則に基づき<u>活動しなければならない。</u> (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、<u>市民に開かれた議会であること。</u> (2) 議案提出権、市長提出議案に対する修正動議の発議権等を議員が有することを踏まえて議決権を行使し、市政の運営に貢献すること。 (3) 市民本位の立場から、市長等(市長その他の執行機関をいう。以下同じ。)により適正な市政運営が行われているかを監視し、さまざまな政策等が、適切に施行され、又は運用されているか常に検証を怠りなく行うこと。 (4) 市民参加の機会の拡充を図り、<u>市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。</u> (5) <u>議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行うこと。</u></p>	
2-2 議員の活動原則	<p><u>A案</u> 議員は、次に掲げる原則に基づき<u>活動するものとする。</u> (1) 議員は、<u>市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握</u>し、市民の代表として市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。 (2) 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて<u>自らの資質の向上に努めるものとする。</u> (3) 議員は、議会活動について、<u>市民に対して説明する責務を有する。</u> (4) 議員は、議会が討議の場であること及び<u>合議制の機関であることを十分認識し、積極的な議論を重んじなければならない。</u></p>	
2-3 会派	<p><u>A案</u> 議員は、議会活動を行うため会派を結成することができる。 2 <u>会派は、理念、政策等を共有する議員で構成する。</u> 3 会派は、議会運営及び政策形成に際し、会派間での合意形成に努めるものとする。</p> <p><u>B案</u> 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 (1) 会派は、<u>基本的政策が一致する議員で構成し、活動する。</u> (2) <u>所属議員が3人以上の会派を交渉団体とする。</u> (3) 会派は、政策決定、政策立案、政策提言等に関し、必要に応じて<u>会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</u></p>	
2-4、 -5 議決・説明責任	<p><u>A案</u> 議会は、市の意思決定機関として議決責任を深く認識するとともに、その結果について、市民に対し説明する責務を有することを自覚するものとする。</p> <p><u>B案</u> 議会は、議案等を議決し、地方公共団体としての意思又は政策を決定したときは、市民に対して説明する責務を有する。</p>	
2-6 議長 の責務	<p><u>A案</u> 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ効率的な議会運営に努めるものとする。</p> <p><u>B案</u> 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。 2 議長は、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第101条第2項の規定に基づき、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求する。</p>	